

仕 様 書

名 称	物流便に伴う補給品等の輸送役務	作成部隊	中央輸送隊
作成年月日	令和 8 年 7 月 2 2 日	仕様書番号	

1 適用範囲

本仕様書は、東部方面総監部が実施する補給品等の貸切りトラックによる定期運送に必要な輸送役務に関する事項を規定する。

2 用語の定義及び性能要求

(1) 貸切りトラック

官側の補給品等の輸送を単独で輸送できるウイング仕様の車両

(2) 補給品等

官側が準備する段ボール、衣装ケース、緩衝材等で梱包された輸送品

(3) 路 線

発地から着地までの輸送区間を示した名称

3 輸送役務内容

(1) 輸送の概要

官側が示した期間において、別紙第 1「細部運行等計画（基準）」に基づき、霞ヶ浦・古河・松戸各駐屯地と朝霞駐屯地間の 3 個路線における補給品等の輸送

(2) 輸送期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）までの間とする。ただし、令和 8 年 9 月 2 4 日（木）から令和 8 年 9 月 2 8 日（月）及び令和 8 年 1 2 月 2 8 日（月）から令和 9 年 1 月 8 日（金）並びに土日・祝日を除いた期間（基準）とする。

(3) 発着地等駐屯地

ア 霞ヶ浦駐屯地（300-0837 茨城県土浦市右舂町 2410）

イ 古河駐屯地（306-0234 茨城県古河市上辺見 1195）

ウ 松戸駐屯地（270-2288 千葉県松戸市五香六実 17）

エ 朝霞駐屯地（178-8501 東京都練馬区大泉学園町）

(4) 輸送経路

ア 霞ヶ浦線（霞ヶ浦駐屯地～朝霞駐屯地～霞ヶ浦駐屯地）

イ 古河線（古河駐屯地～朝霞駐屯地～古河駐屯地）

ウ 松戸線（松戸駐屯地～朝霞駐屯地～松戸駐屯地）

(5) 輸送日程等

ア 輸送日程（基準）

(7) 霞ヶ浦・古河・松戸各駐屯地で運行日前日に積載し各駐屯地から朝霞駐屯地へ輸送

(4) 朝霞駐屯地で積載し霞ヶ浦・古河・松戸各駐屯地へ輸送（3便／週：月・水・金）

イ 輸送時刻（基準）

(7) 朝霞駐屯地到着時刻：1010

(4) 朝霞駐屯地出発時刻：1310

(9) 霞ヶ浦・古河・松戸各駐屯地到着時刻：1510

(6) 車両の選定

ア 霞ヶ浦線は10トン車、古河、松戸線は4トン車を基準として準備する。

イ 4トン車の場合は、最大積載量2.5トン以上の車両とする。

ウ 必要により、運行日の3日前を基準として、官側と契約相手方との調整により4トン車を10トン車に変更する。

4 輸送役務の細部要領

(1) 貸切りトラック等の準備

ア 官側は、輸送する補給品等の重量及び容積を運行日の前週木曜日までに、契約相手方に連絡する。

イ 契約相手方は、当該月の前月末までに、補給品等の輸送が可能な車両（車両数は、契約相手方の計画とする。）を確保し、車番及び操縦手の氏名、生年月日、年齢、住所を記載した名簿（様式随意）を官側へ送付する。

(2) 配 車

ア 官側が示す積載時刻までに駐屯地内の所定の位置に配車する。

イ 配車した後、契約相手方の操縦手は、官側の車両点検及び免許証の確認を受けることとする。

ウ 霞ヶ浦・古河・松戸各駐屯地における積載のための配車は、運行日の前日（月曜日の場合は、金曜日とする。）とする。

エ 火曜日及び木曜日の配車時刻は、霞ヶ浦及び古河駐屯地を1300、松戸駐屯地を1500を基準とし、金曜日は、輸送車両の輸送終了後に当該車両に積載する。

オ 積載日（火、木）が祝日の場合は、積載日前日（月、水）の輸送車両の輸送終了後に当該車両に積載するものとし、輸送日（月、水、金）が祝日の場合は、前日積載を中止するものとする。

カ 時刻が変更になる場合は、前日1200までに契約相手方に連絡する。

(3) 積 載

ア 車両への積載は、官側が実施し、積載後の固定・縛着は、契約相手方が実施する。

イ 官側の積載は、手積み又はフォークリフト等を使用して実施する。

ウ 朝霞駐屯地における積載は、補給品等の卸下後に実施する。

(4) 輸 送

目的地までの経路は、契約相手方の計画とする。

(5) 卸 下

ア 車両内での解縛は契約相手方が実施し、車両からの卸下は、官側が実施する。

イ 官側の卸下は、手卸し又はフォークリフト等を使用して実施する。

(6) 輸送品目

別紙第2「梱包要領の一例」に示す要領で梱包された補給品等（危険物等を除く。）とする。

(7) 乗務員の条件

大型免許を保持し、健康状態に問題のない日本国籍を有する人員を選定するものとする。

(8) 車両の誘導

車両の発着及び駐屯地内の移動において、安全確保に必要がある場合は、契約相手方で誘導員を配置することとする。

(9) 運行の休止

運行を休止する場合は、運行日の2週間前までに官側から契約相手方に連絡する。

(10) 有料道路の使用

有料道路等を使用する場合、その使用料を料金に含ませるものとする。

(11) 報 告

契約相手方は、月ごとに各路線の運行車両数、貨物量等の運行実績（様式随意）を官側へ報告するものとする。

5 検 査

官側は、輸送に関する役務検査を行う。

6 その他

(1) 情報保全処置

契約相手方は、本契約に基づく輸送役務の履行間において知り得た情報（品目、数量、構造、性能、輸送区間、自衛隊の行動に関する事項等）の流失防止に努めるものとする。

(2) 安全管理

契約相手方は、事故の未然防止のため、役務の履行間における安全管理組織を確立するものとする。

(3) 不測事態対処

ア 気象、道路状況等により到着時刻の遅延が発生しそうな場合は直ちに調達担当者へ報告する。また、車両事故の場合は、速やかに事故処理等を行い、官側と調整をし代替えの車両を準備する等、補給品等の輸送を継続する。

イ 報告内容

(7) 発生した日時及び場所

(4) 現地調整者（所属、氏名及び連絡先）

- (f) 状況（不測事態を解明するための写真等を含む。）
 - (g) 発生の原因
 - (h) 調査要領（調査組織、調査の流れ、調査場所、調査内容）及び調査日程
 - (i) 傷病者発生時の応急処置状況
 - (k) その他、官側が要求する事項
- (4) 補給品等の損傷等に関する責任
- ア 積載・卸下間
補給品等の車両への積載後から目的地到着後における補給品等の解縛までを契約相手方とする。
 - イ 輸送間
積載地点を出発してから卸下地点到着までの間における補給品等の損傷及び紛失は、契約相手方の責任とする。
- (5) 本仕様書で定めのない事項及び役務の履行が困難になった場合は、別途協議するものとする。

7 調達担当者

朝霞駐屯地（178-8501東京都練馬区大泉学園町）
中央輸送隊第3方面分遣隊計画科 大熊
（電話 048-460-1711（内線5745））

細部運行等計画（基準）

【運行日までの業務予定】

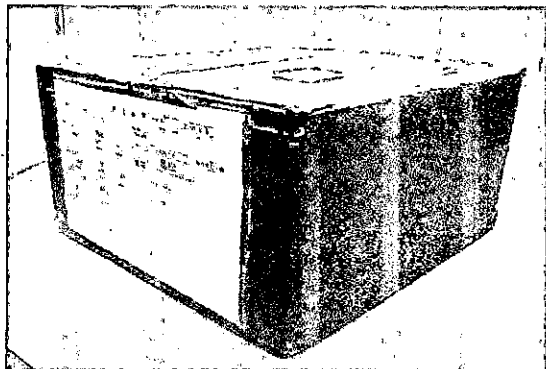
区 分	8月	9月										
	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
自衛隊				貨物量の通知							貨物量の通知	
業 者	車番 操縦手の通知	積載	↓ 輸送 ↓ 卸下	積載	↓ 輸送 ↓ 卸下 ↓ 積載			↓ 輸送 ↓ 卸下	積載	↓ 輸送 ↓ 卸下	積載	↓ 輸送 ↓ 卸下 ↓ 積載
備 考	○ 契約相手方は、運行月の前月末までに、官側に車両の車番、操縦手を通知 ○ 官側は、運行日の前週木曜日までに、契約相手方に貨物量を通知											

【運行時程】

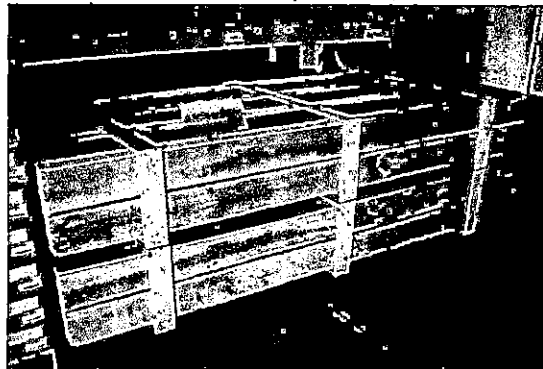
場所 \ 曜日	月	火	水	木	金
朝 霞	1010着 卸 下 積 載 1310発		1010着 卸 下 積 載 1310発		1010着 卸 下 積 載 1310発
霞ヶ浦	↓	1300着 積 載	↓	1300着 積 載	↓
古 河	1510着 卸 下	1300着 積 載	1510着 卸 下	1300着 積 載	1510着 卸 下 積 載
松 戸		1500着 積 載		1500着 積 載	

梱包要領の一例

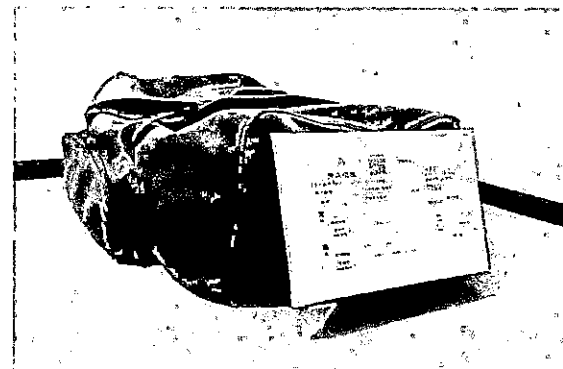
1 段ボール



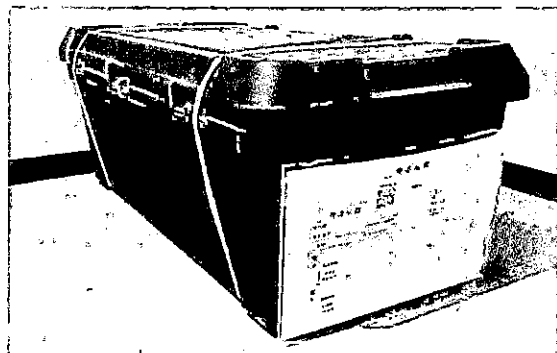
2 木箱



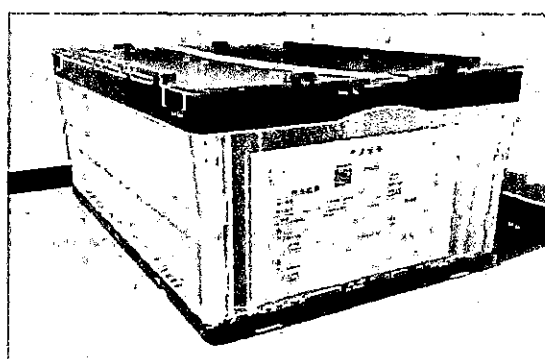
3 バッグ



4 プラスチックボックス



5 プラスチックボックス



6 緩衝材

